

契約書別紙
(兼 重要事項説明書①)

アーク訪問介護事業所
株式会社アークメディカル

訪問介護・介護予防訪問介護 契約書別紙（兼 重要事項説明書）①

サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

名 称	株式会社アークメディカル		
所 在 地	〒400-0813 山梨県甲府市向町259-1		
代 表 者	代表取締役 一瀬 康弘		
設立年月日	平成12年8月1日	電話番号	055-234-5800

2. ご利用事業所の概要

名 称	アーク訪問介護事業所		
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス		
所 在 地	〒400-0814 山梨県甲府市上阿原町416-1 MPイーストビル2階		
電話番号	055-225-6455	F A X 番号	055-225-6456
通常の事業の実施地域	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市の事業所所在地から半径10km区域		
ホームページ	https://www.arc-m.co.jp		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者様のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
------	--

生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
------	---

5. 営業日時

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	9:00～18:00
サービス提供時間	7:00～19:00

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1名
サービス提供責任者	常勤 1名 以上
訪問介護員	常勤 2.5名 以上

7. 利用料

お支払いいただく「利用者負担金」は、※原則として、下記の基本単位数に加算・減算（要件を満たした場合）をして算出した合計単位数に、地域区分（甲府市）単価10.21を乗じた金額（基本料金）の1～3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

（1）訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容		基本部分
		単位数
1回あたりの所要時間		
身体介護	20分未満	163単位
	20分以上30分未満	244単位
	30分以上1時間未満	387単位
	1時間以上1時間30分未満	567単位
	1時間30分以上	30分増すごとに82単位を加算
引き続き「生活援助」を算定する場合		25分増すごとに65単位を加算
生活援助	20分未満	
	20分以上45分未満	179単位
	45分以上	220単位

(注1) 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合に、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員がサービスを提供した場合は、上記で算出した金額の2倍の額となります。

※1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単位数が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算
		単位数
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1ヶ月につき)	200単位
生活機能向上連携 加算	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定 通所リハビリテーション事業所の理学療法 士、作業療法士又は言語聴覚士と、サービ ス提供責任者が共同して利用者の心身の状況等 を評価した上で生活機能向上を目的とした訪 問介護計画を作成し、サービス提供した場合 (1ヶ月につき)	100単位
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサ ービスを提供した場合(1回につき)	100単位
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8 時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供す る場合	上記基本部分の50%
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場 合	上記基本部分の10%
介護職員等処遇 改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1ヶ月の 利用者負担金の24.5% (基本部分+各種加算減算)

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の単位数が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・1ヶ月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
サービス提供責任者体制の減算	介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者等を除く）をサービス提供責任者として配置している場合	上記基本部分の70%

（2）介護予防訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 (身体介護及び生活援助のみ)	基本部分	
	単位数	
訪問型独自サービス11	1週間に1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1か月につき)	1,176単位
訪問型独自サービス11日割	1週間に1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1日につき)	39単位
訪問型独自サービス12	1週間に2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合 (1か月につき)	2,349単位
訪問型独自サービス12日割	1週間に2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1日につき)	77単位
訪問型独自サービス13	1週間に2回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1か月につき)	3,727単位
訪問型独自サービス13日割	1週間に2回を超える程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1日につき)	123単位
訪問型独自サービス21	標準的な内容の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた場合 (1回につき)	287単位

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単位数が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算
		単位数
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位
生活機能向上連携加算	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と、サービス提供責任者が共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合 (1ヶ月につき)	100単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1ヶ月の 利用者負担金の24.5% (基本部分+各種加算減算)
特別地域介護予防訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%
小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1ヶ月あたりの実利用者数が5人以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の単位数が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者へサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・1ヶ月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
サービス提供責任者体制の減算	介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者等を除く）をサービス提供責任者として配置している場合	上記基本部分の70%

(3) その他の費用

交通費	事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方は、通常の実施地域を越えた地点から、半径1km毎に300円を請求します。(応相談)
	通院・外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。
その他	利用者の居宅でサービスを提供するために使用する上下水道・電気等の費用は、利用者のご負担となります。

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの連絡	キャンセル料
利用予定日の前日 17時まで	無 料
利用予定日の前日 17時以降	3,000円

(5) 請求・支払方法

請求方法	上記(1)から(4)までの利用料は、月ごとの合計金額により請求します。
支払方法	原則として、毎月、指定の金融機関口座より引き落とします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記窓口でお受けします。

担 当	管理者 高井 智明
電話番号	055-225-6455

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

甲府市介護保険課	055-237-5473
山梨県福祉保健部健康長寿推進課	055-223-1450
山梨県国民健康保険団体連合会	055-233-9201

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (2) 主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。
- (3) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません・
 - ① 医療行為
 - ② 利用者または家族の金銭・通帳・証書の預りなど、金銭に関する取扱い
 - ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
 - ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり・花木の水やり・犬の散歩等）
 - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具家電等の移動・大掃除等）
- (4) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (5) 禁止行為
 - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

(以下余白)

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	住 所	〒400-0813 山梨県甲府市向町 259-1		
	名 称	株式会社アークメディカル		
	代表者	代表取締役 一瀬 康弘	Ⓔ	
	説明者	Ⓔ		

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住 所	〒		
	氏 名	Ⓔ		
	生年月日		電話番号	
代理人 ・ 保証人	住 所	〒		
	氏 名	Ⓔ		
	利用者との関係		署名代行の理由	

